

岩手県告示第293号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川普代川水系に係る河川整備基本方針を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課、沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター及び県北広域振興局土木部並びに田野畑村役場及び普代村役場に備えておいて縦覧に供する。

令和6年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也